

# 指導検査基準（指定居宅介護支援）

項目	条例・規則・要領等	根拠法令等
<p>第1 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定居宅介護支援事業所ごとに1人以上の員数の常勤である指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を置いているか。</p> <p>(2) (1)の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人としているか。  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span>                     ただし、当該増員に係る介護支援専門員については                      非常勤とすることを妨げるものではない。  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> </p> <p>(3) 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、介護支援専門員であるか。</p> <p>(3) 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span>                     ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。                      管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合                      管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> </p> <p>(4) 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。</p>	<p>居宅条例第4条 居宅規則第3条 居宅施行要領第三の2の(1)</p> <p>居宅条例第5条 居宅施行要領第三の2の(2)</p>
<p>第2 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得ているか。</p>	<p>居宅条例第10条第11項</p>

<p>2 指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p>	<p>(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>居宅条例第20条第1号</p>
	<p>(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。</p>	<p>居宅条例第20条第3号 居宅施行要領第三の3の(11)の</p>
	<p>(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</p> <p>なお、課題分析の方法については、平成11年11月12日老企第29号の別紙4の項目によっているか。</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p>	<p>居宅条例第20条第4号  居宅施行要領第三の3の(11)の</p>
	<p>(4) 介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、居宅条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。</p>	<p>居宅条例第20条第6号 居宅施行要領第三の3の(11)の</p>
	<p>(5) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。</p>	<p>居宅条例第20条第7号 居宅施行要領第三の3の(11)の</p>

提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要がある。

- (6) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（利用者及びその家族を原則とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。

なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、居宅条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。

- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。

居宅サービス計画原案とは、平成11年11月12日老企第29号の別紙1に示す標準様式第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するものすべてを指すものである。

- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。

- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス計画を交付したとき及び必要に応じて、訪問介護計画等居宅条例において位置付けられている計画の提出を求めているか。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。

居宅条例第20条第8号

居宅施行要領第三の3の(11)の

居宅条例第20条第9号

居宅施行要領第三の3の(11)の

居宅条例第20条第10号

居宅条例第20条第11号

居宅施行要領第三の3の(11)の

居宅条例第20条第12号

<p>(11) 介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>居宅条例第20条第13号</p>
<p>(12) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めているか。</p>	<p>居宅条例第20条第14号</p>
<p>(13) (2)から(9)までの規定は、(10)に規定する居宅サービス計画の変更について準用しているか。</p>	<p>居宅条例第20条第15号 居宅施行要領第三の3の(11)の</p>
<p>(14) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めているか。</p>	<p>居宅条例第20条第18号 居宅施行要領第三の3の(11)の</p>
<p>(15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。</p> <p>また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p>	<p>居宅条例第20条第19号 居宅施行要領第三の3の(11)の</p>
<p>(16) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しているか。</p> <p>また、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。</p>	<p>居宅条例第20条第21号</p>

<p>3 運営規程</p>	<p>(17) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p> <p>指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針  職員の職種、員数及び職務の内容  営業日及び営業時間  指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額  通常の事業の実施地域  その他運営に関する重要事項</p>	<p>居宅条例第20条第22号</p> <p>居宅条例第8条</p>
<p>4 勤務体制の確保</p>	<p>(1) 利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。</p> <p>ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 介護支援専門員の資質の向上のために、外部の研修機関が行う研修その他適切な研修の機会を確保しているか。</p> <p>特に介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。</p>	<p>居宅条例第9条 居宅施行要領第三の3の(3)</p> <p>居宅条例第9条第2項</p> <p>居宅条例第9条第3項</p>
<p>5 設備及び備品等</p>	<p>(1) 事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p>	<p>居宅条例第6条</p> <p>居宅施行要領第三の3の(1)の</p>
<p>6 掲示</p>	<p>指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えているか。</p>	<p>居宅条例第24条 居宅施行要領第三の3の(14)</p>

7 秘密保持	<p>(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>居宅条例第25条 居宅施行要領第三の3の(3)</p>
8 苦情処理	<p>(1) 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>なお、指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。</p> <p>(2) (1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>なお、居宅支援条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。</p>	<p>居宅条例第28条第1項 居宅施行要領第三の3の(17)の 居宅施行要領第三の3の(17)の</p> <p>居宅条例第28条第2項 居宅施行要領第三の3の(17)の</p>
9 記録の整備	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>居宅条例第20条第11号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 居宅条例第20条第6号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 居宅条例第20条第8号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 居宅条例第20条第13号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>居宅条例第22条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>居宅条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>居宅条例第29条に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>居宅条例第31条第1項 居宅条例第31条第2項</p>

<p>第3 変更の届出等</p> <p>1 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を中核市の長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を中核市の長に届け出ているか。</p>	<p>介護保険法第82条 介護保険法施行規則第132条、 介護保険法施行規則第133条</p>
<p>第4 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>2 運営基準減算</p>	<p>(1) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、厚告第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」(平成27年厚生労働省告示第93号)に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) (1)、(2)により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>(4) 居宅介護支援費( )から( )までについては、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村(審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合)にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>( ) 指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分</p> <p>( ) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分</p> <p>( ) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分</p> <p>(1) 「厚生労働大臣が定める基準」(厚告第95号)の第八十二号に該当する場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>なお、減算の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>ア 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって</p>	<p>厚告第20号 厚告第20号別表のイの注1</p> <p>厚告第20号別表のイの注2 老企第36号の第3の6</p>

利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。  
サービス担当者会議の開催等を行っていない。  
居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。

イ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない。

居宅サービス計画を新規に作成した場合

要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

ウ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たって

当該事業所の介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない。

当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。

(2) (1)の運営基準減算が2月以上継続している場合に、所定単位数を算定していないか。

### 3 特定事業所集中減算

「厚生労働大臣が定める基準」（厚労告第95号）の第八十三号に該当する場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。

なお、減算の基準は、次のとおりとする。

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、

指定認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

ただし、正当な理由があると都道府県知事が認めた場合は、この限りでない。

### 4 初回加算

指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、それぞれの単位数を所定単位数に加算しているか。

ただし、2の運営基準減算に該当する場合は、加算しない。

新規に居宅サービス計画を作成する場合

厚告第20号 別表のイの注6

厚労告第95号八十三

老企第36号第3の10

厚告20号別表のロの注

厚労告第94号五十六

老企第36第3の9



要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合  
要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

5 特定事業所加算

「厚生労働大臣が定める基準」(厚労告第95号)の第八十四号に適合しているものとして中核市の長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

厚告第20号別表の八の注  
厚労告第95号八十四  
老企第36号第3の11

(1) 特定事業所加算( )

次のいずれにも適合すること。

専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。

専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定号的に開催すること。

24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。

当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(H28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)

(2) 特定事業所加算( )

次のいずれにも適合すること。

(1)特定事業所加算( )の 、 、 、 、 、 及び の基準に適合していること。

専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

(3) 特定事業所加算( )

次のいずれにも適合すること。

(1)特定事業所加算( )の 、 、 、 、 、 及び の基準に適合していること。

6 入院時情報連携加算	<p>(2)特定事業所加算( )の基準 に適合すること。 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 入院時情報連携加算 介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供していること。</p> <p>(2) 入院時情報連携加算 (1)以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供していること。</p>	<p>厚告第20号別表の二の注 老企第36号第3の12 厚労告第95号八十五</p>
7 退院・退所加算	<p>病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人保険施設に入所していた者が退院又は退所(地域密着型介護老人福祉施設サービス入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、入院又は入所期間中に3回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。</p>	<p>厚告第20号別表のホの注 老企第36号第3の13</p>
8 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	<p>利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、当該利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者については、算定していないか。</p> <p>また、当該加算は、利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定しているか。</p>	<p>厚告第20号別表のへの注 老企第36号第3の14</p>

<p>9 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</p>	<p>利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が、看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、当該利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者については、算定していないか。</p> <p>また、当該加算は、利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定しているか。</p>	<p>厚告第20号別表のトの注 老企第36号第3の15</p>
-------------------------------	---	-------------------------------------